

1. 発注者支援業務等の契約手続きについて

更新日：12/19

P2 業務件数を修正しました。

令和6年度 業務一覧(1/2)

No	分類	部署名	本局 担当課	業務名	業務 種別	契約方式	評価値 配点 割合	応募 可能 者数	テーマ 設定	設計 共同体	業務 件数	業務概要	スケ ジュー ル表
1	発注者 支援業務	企画部	技術 管理課	令和6年度 〇〇積算技術 業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	630者 程度	有り	設定 有り	34件 程度	工事の積算に必要な工事発注用図面、 数量総括表、積算資料、積算データ の作成等の業務の支援	①
2		企画部	技術 管理課	令和6年度 〇〇工事監督 支援業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	630者 程度	有り	設定 有り	26件 程度	工事の節目ごとに、工事目的物の寸 法、位置、使用する材料の材質等 についての、適否の確認及び、監督員 への報告や、工事施工業者から提出 される資料と現場状況の照合及び、 設計変更協議用資料の作成等の支援	
3		企画部	技術 管理課	令和6年度 〇〇技術審査 業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	630者 程度	有り	無し	18件 程度	入札契約手続きにおける企業の技術 力評価のための審査資料の作成等の 業務の支援	
4	発注者 支援業務等	河川部	河川 管理課	令和6年度 〇〇河川巡視 支援業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	630者 程度	有り	設定 有り	3件 程度	河川が常時良好に保たれるよう、管 理する区域（河川区域、河川予定地、 河川保全区域）を巡視することによ り、その時の状況を把握し、河川の 異常・変状及び不法占用等の状況を報 告・記録するとともに、必要な措置を 講ずる	
5		河川部	河川 管理課	令和6年度 〇〇河川許可 審査支援業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	630者 程度	有り	設定 有り	4件 程度	河川関係法令等に基づく申請書類の 審査、許可工作物の監督検査、苦情・ 問い合わせ対応、台帳整備、危機管 理対応等の支援	
6		道路部	道路 管理課	令和6年度 〇〇道路許可 審査・適正化 指導業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	630者 程度	有り	設定 有り	13件 程度	各種申請書類の審査・指導、道路の不正 使用、不法占用の指導取締り、境 界確認申請審査・現地立合い、特殊車 両通行の指導取締り等の支援	
7		用地補償 総合技術 業務	用地部	用地 企画課	令和6年度 〇〇用地補償 総合技術業務	補償 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	50者 程度	有り	設定 有り	6件 程度	

令和6年度 業務一覧(2/2)

No	分類	部署名	本局 担当課	業務名	業務 種別	契約方式	評価値 配点割 合	応募 可能者 数	テーマ 設定	設計共 同体	業務件 数	業務概要	スケ ジュー ル表	
8	地 整 統 一 業 務	その他 業務 <在席> 発注者支援 業務等に 準拠	企画部	技術管 理課	令和6年度 〇〇資料作成 業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	630者 程度	有り	設定 有り	41件 程度	〇〇事務所において予算要求、事業 工程などの機密性の高い業務や事故 や災害時等の緊急性の高い業務にお いて、迅速に対応するため事務所に 在席し資料作成等の支援することに より、当該事務所が進める事業を円 滑に推進させることを目的とする。	②
9			道路部	道路管 理課	令和6年度 〇〇国道 道路情報 管理業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 2	630者 程度	有り	無し	11件 程度	〇〇国道事務所管内において、安全 で円滑な道路交通を確保するため、 道路情報の収集及び各種監視装置・ 観測装置の監視、関係機関・関係者 への連絡、道路利用者への情報提供 などの道路情報の管理を閉庁日及び 平日の昼夜を問わず継続して実施す る業務である。	
10	その他 業務 <持ち帰り>		企画部	技術管 理課	令和6年度 〇〇技術資料 作成業務	土木 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 1	390者 程度	無し	設定 有り	35件 程度	〇〇事務所が行う事業を進めるため、 対外調整等で必要となる検討や資料 作成を行うことにより、当該事務所 が進める事業を円滑に推進させるこ とを目的とする。	③
11			用地部	用地企 画課	令和6年度 〇〇用地調査 点検等技術業務	補償 コンサル	一般競争 総合評価 落札方式	1 : 1	350者 程度	無し	設定 有り	19件 程度	〇〇事務所が施行する事業に必要な 用地取得の事務に関して、補償金算 定書等の点検・調製確認、用地関係 資料の作成等を行うものである。	

令和6年度 発注者支援業務等 入札手続きスケジュール
 (発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務)

①

12月				1月				2月				3月			
日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間
1	金			1	月			1	木		4	1	金		
2	土			2	火			2	金	競争参加資格がない場合 の説明要求期限	5	2	土		
3	日			3	水			3	土			3	日		
4	月			4	木			4	日			4	月		
5	火			5	金		8	5	月		6	5	火		
6	水			6	土			6	火		7	6	水		
7	木			7	日			7	水	入札開始	8	7	木		
8	金			8	月			8	木	入札期限	9	8	金		
9	土			9	火		9	9	金		10	9	土		
10	日			10	水		10	10	土			10	日		
11	月	PPI公表		11	木		11	11	日			11	月		
12	火			12	金		12	12	月			12	火		
13	水			13	土			13	火		11	13	水		
14	木			14	日			14	水		12	14	木		
15	金			15	月		13	15	木	開札日	13	15	金		
16	土			16	火		14	16	金			16	土		
17	日			17	水	申請書及び 資料の受付期限	15	17	土			17	日		
18	月			18	木		1	18	日			18	月		
19	火	公告 入札説明書の交付		19	金		2	19	月			19	火		
20	水		1	20	土			20	火			20	水		
21	木		2	21	日			21	水	落札予定者の決定 (予定)		21	木		
22	金		3	22	月		3	22	木			22	金		
23	土			23	火		4	23	金			23	土		
24	日			24	水		5	24	土			24	日		
25	月		4	25	木		6	25	日			25	月		
26	火		5	26	金	競争参加資格確認結果通知	7	26	月			26	火		
27	水		6	27	土			27	火			27	水		
28	木		7	28	日			28	水			28	木		
29	金			29	月	説明書質問受付期限	1	29	木			29	金		
30	土			30	火		2					30	土		
31	日			31	水		3					31	日		

※上記スケジュールは(案)であり、個別の入札手続きスケジュールは入札公告及び入札説明書をご覧下さい。

令和6年度 その他業務(在席) 入札手続きスケジュール
 (資料作成業務、道路情報管理業務)

②

12月				1月				2月				3月			
日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間
1	金			1	月			1	木		6	1	金		
2	土			2	火			2	金	競争参加資格確認結果通知	7	2	土		
3	日			3	水			3	土			3	日		
4	月			4	木			4	日			4	月		
5	火			5	金		3	5	月	説明書質問受付期限	1	5	火		
6	水			6	土			6	火		2	6	水		
7	木			7	日			7	水		3	7	木		
8	金			8	月			8	木		4	8	金		
9	土			9	火		4	9	金	競争参加資格がない場合の説明要求期限	5	9	土		
10	日			10	水		5	10	土			10	日		
11	月	PPI公表		11	木		6	11	日			11	月		
12	火			12	金		7	12	月			12	火		
13	水			13	土			13	火		6	13	水		
14	木			14	日			14	水		7	14	木		
15	金			15	月		8	15	木	入札開始	8	15	金		
16	土			16	火		9	16	金	入札期限	9	16	土		
17	日			17	水		10	17	土			17	日		
18	月			18	木		11	18	日			18	月		
19	火			19	金		12	19	月		10	19	火		
20	水			20	土			20	火		11	20	水		
21	木			21	日			21	水		12	21	木		
22	金			22	月		13	22	木	開札日	13	22	金		
23	土			23	火		14	23	金			23	土		
24	日			24	水	申請書及び資料の受付期限	15	24	土			24	日		
25	月			25	木		1	25	日			25	月		
26	火	公告 入札説明書の交付		26	金		2	26	月			26	火		
27	水		1	27	土			27	火			27	水		
28	木		2	28	日			28	水	落札予定者の決定(予定)		28	木		
29	金			29	月		3	29	木			29	金		
30	土			30	火		4					30	土		
31	日			31	水		5					31	日		

※上記スケジュールは(案)であり、個別の入札手続きスケジュールは入札公告及び入札説明書をご覧ください。

令和6年度 その他業務(持ち帰り) 入札手続きスケジュール
 (技術資料作成業務、用地調査点検等技術業務)

③

12月				1月				2月				3月			
日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間	日	曜	地整	期間
1	金			1	月			1	木	公告 入札説明書の交付		1	金		4
2	土			2	火			2	金		1	2	土		
3	日			3	水			3	土			3	日		
4	月			4	木			4	日			4	月		5
5	火			5	金			5	月		2	5	火		6
6	水			6	土			6	火		3	6	水	説明書質問受付期限	7
7	木			7	日			7	水		4	7	木	競争参加資格確認結果通知	8
8	金			8	月			8	木		5	8	金		1
9	土			9	火			9	金		6	9	土		
10	日			10	水			10	土			10	日		
11	月			11	木			11	日			11	月		2
12	火			12	金			12	月			12	火		3
13	水			13	土			13	火		7	13	水		4
14	木			14	日			14	水		8	14	木	競争参加資格がない場合 の説明要求期限	5
15	金			15	月			15	木		9	15	金	入札開始	6
16	土			16	火			16	金		10	16	土		
17	日			17	水			17	土			17	日		
18	月			18	木			18	日			18	月	入札期限	7
19	火			19	金			19	月		11	19	火		8
20	水			20	土			20	火		12	20	水		
21	木			21	日			21	水		13	21	木		9
22	金			22	月			22	木		14	22	金	開札日	10
23	土			23	火			23	金			23	土		
24	日			24	水			24	土			24	日		
25	月			25	木			25	日			25	月		
26	火			26	金			26	月	申請書及び 資料の受付期限	15	26	火		
27	水			27	土			27	火		1	27	水	落札予定者の決定 (予定)	
28	木			28	日			28	水		2	28	木		
29	金			29	月			29	木		3	29	金		
30	土			30	火							30	土		
31	日			31	水							31	日		

※上記スケジュールは(案)であり、個別の入札手続きスケジュールは入札公告及び入札説明書をご覧ください。

令和6年度

発注者支援業務等 説明資料



中部地方整備局



発注者支援業務等の契約手続き

<資料構成>

- 【1】令和6年度発注者支援業務等の方針 . . . 3
 - ・発注スケジュールの年度更新
- 【2】令和6年度発注者支援業務等の概要 . . . 5
 - ・令和5年度から変更無
- 【3】令和6年度発注者支援業務等の契約方式等 . . . 10
 - ・令和5年度から変更無
- 【4】令和6年度発注者支援業務等における要件等 . . . 14
 - ・一般競争参加資格の更新
 - ・手持ち業務量の評価基準日等を変更
 - ・技術提案書の評価を変更
 - ・問い合わせ先の変更
 - ・その他、年度更新・訂正等

1. 令和6年度 発注者支援業務等の方針

- ◆ 全業務を一般競争入札（総合評価落札方式）で実施
- ◆ 参加資格要件・総合評価の項目は民間競争入札実施要項（国土交通省・内閣府）による

<発注者支援業務等>

- 発注者支援業務

積算技術、工事監督支援、技術審査

- 公物管理補助業務

道路許認可審査・適正化指導、河川巡視支援、

河川許認可審査支援、ダム管理、堰・排水機場管理

- 用地補償総合技術業務

用地補償総合技術

1. 令和6年度 発注者支援業務等の方針

3. スケジュール

<中部地方整備局のスケジュール>

R6更新

- 発注の見通しの公表
※ 12月**11**日（PPI公表予定）
- 入札手続開始の公告
※ 12月**19**日
- 入札・開札
※ 2月**中旬**
- 落札予定者の決定
※ 2月**21**日予定
- 4月1日以降履行開始

2. 令和6年度 発注者支援業務等の概要

< 発注者支援業務等 >

R5と変更無

分類	区 分	業 務 区 分
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術、工事監督支援、 技術審査
	公物管理補助業務	河川巡視支援、河川許認可審査 支援、ダム管理支援、堰・排水機 場管理支援、道路許認可審査・ 適正化指導
	用地補償総合技術 業務	用地補償総合技術

2. 令和6年度 発注者支援業務等の概要

R5と変更無

<発注者支援業務>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
① 積算技術	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援
② 工事監督 支援	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援
③ 技術審査	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成等の業務の支援

2. 令和6年度 発注者支援業務等の概要

<公物管理補助（河川関係）>

R5と変更無

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
①河川巡視支援	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる
②河川許認可審査支援	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援
③ダム管理支援	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援
④堰・排水機場管理支援	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検

2. 令和6年度 発注者支援業務等の概要

< 公物管理補助（道路関係） >

R5と変更無

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
①道路許認可 審査・適正化 指導	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法 占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立合い、 特殊車両通行の指導取締り等の支援

2. 令和6年度 発注者支援業務等の概要

<用地補償総合技術>

R5と変更無

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
用地補償 総合技術	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで公共用地交渉等を実施し、損失補償の承諾を得る 等

3. 令和6年度 発注者支援業務等の契約方式等

1. 応募要件等

R5と変更無

- (1) 企業及び管理技術者に求める実績要件
- (2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件
- (3) 中立性要件
- (4) 管理技術者の直接雇用関係

3. 令和6年度発注者支援業務等の契約方式等

2. 契約条件について

R5と変更無

(1) 適正な発注ロット

- 業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、基本単位を事務所毎、出張所毎、事業毎とし、適切な発注ロットを設定する。

(2) 設計共同体

- 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成22年度より一部業務において設計共同体による業務参加を試行導入しているが、平成23年度よりさらなる拡大を図っている。

3. 令和6年度 発注者支援業務等の契約方式等

発注者支援業務等において設計共同体として認める業務の区分

R5と変更無

対象業務	分担できる業務の区分		
発注者支援業務	積算技術 工事監督支援	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械／公園 等
		工種による区分	・維持修繕／改築 等
		区域による区分	・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等
公物管理補助業務（全般）		業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
		区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等
	ダム管理支援	業務内容による区分	・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
	堰・排水機場等管理 支援	区域による区分	・施設単位 等
	河川許認可審査支援	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地での占用状況 等確認 等
道路許認可審査・適 正化指導	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申 請の審査及び指導取締り 等	
用地補償総合技術業務		業務内容による区分	・道路／河川 等
		区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等

3. 令和6年度 発注者支援業務等の契約方式等

R5と変更無

(3) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

- ・平成23年度より試行導入している「複数年度契約」について、以下のとおり令和6年度についても継続し実施する。

発注者支援業務

- ・・・原則、2ヶ年又は3ヶ年の複数年度契約を実施

公物管理補助業務

- ・・・原則、2ヶ年又は3ヶ年の複数年度契約を実施

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

1) 参加資格要件（※ 単体の場合）

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

R6更新

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における業種区分（土木関係建設コンサルタント業務）に係る令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R5と変更無

- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

※設計共同体的場合

業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、〇〇地方整備局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

R5と変更無

(ア) 中立・公平性に関する要件

<発注者支援業務>

業務区分	要件
積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 工事に関する参加資格要件 「業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、業務の入札に参加出来ない。」・ 工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。」
工事監督 支援	
技術審査	

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

R5と変更無

(ア) 中立・公平性に関する要件

<発注者支援業務>

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・ ただし、発注業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、発注業務の入札に参加できるものとする。
- ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
- ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ②一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

R5と変更無

(ア) 中立・公平性に関する要件

<公物管理補助業務(その1)>

業務区分	要件
河川巡視支援 河川許認可審査支援	<ul style="list-style-type: none"> ・参加資格要件 <p>「業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。」(ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。)</p>
ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none"> ・参加資格要件等 <ol style="list-style-type: none"> ①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。) ②業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。) <ul style="list-style-type: none"> ・工事に関する事後制限(※参加資格には該当しない) <p>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。(ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。)</p>

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

R5と変更無

(ア) 中立・公平性に関する要件

<公物管理補助業務（その2）>

業務区分	要件
堰・排水機場管理 支援	要件を付さない
道路許認可審査・ 適正化指導	<ul style="list-style-type: none">・ 参加資格要件 「本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと」

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

R5と変更無

(ア) 中立・公平性に関する要件

<用地補償総合技術業務>

業務区分	要件
(発注者支援業務等) 用地補償総合技術	「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」 1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件 R5と変更無

(イ) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、中部地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・ なお、業務内容により「〇〇県内」と記載する場合がありますので、詳細は各業務の入札説明書によること。

例) ・ 発注者支援業務 → 〇〇地方整備局管内

・ 公物管理補助業務 → 〇〇県内

- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

※設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ウ) 業務実績に関する要件

R6更新

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成21年度以降に完了した以下に示す業務（令和5年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（当該業務公告時において未完了の業務成績は含まない）未満の場合は実績として認めない。

① [実績の対象となる発注機関]

・ 国の機関

・ 特殊法人等

・ 地方公共団体

・ 地方公社

・ 公益法人

・ 大規模な土木工事を行う公益民間企業

※ 用地補償総合技術は以下のとおり

・ 国の機関

・ 特殊法人等

・ 地方公共団体

・ 地方公社

・ 土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に関する要件

R5と変更無

(ウ) 業務実績に関する要件

[企業における実績の対象となる業務分野] ※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

業務実績	業務内容	発注者支援業務等		
		発注者支援	公物管理補助	用地補償総合
発注者支援		●	●	
公物管理補助（発注者支援業務等）		●	●	
行政事務補助（資料作成業務）		●	●	
CM業務		●	●	
PFI事業技術アドバイザー業務		●	●	
土木設計業務		●	●	
調査検討・計画策定業務		●	●	
管理施設調査・運用・点検業務		●	●	
測量業務・地質調査業務		●	●	
「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」別紙に定めるいずれかの業務（8部門）				●

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定管理技術者の資格等

<発注者支援業務1>

業務種別	記 載 内 容
<p>(発注者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 積算技術・ 工事監督支援・ 技術審査	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・ （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定管理技術者の資格等

<発注者支援業務2>

業務種別	記載内容
<p>(発注者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・積算技術・工事監督支援	<p>※業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれる場合</p> <p>発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・1級造園施工管理技士

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定管理技術者の資格等

<発注者支援業務3>

業務種別	記載内容
<p>(発注者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・積算技術・工事監督支援	<p>※業務内容が電気通信設備工事のみ場合</p> <ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門）・1級電気工事施工管理技士・1級電気通信工事施工管理技士・（一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定管理技術者の資格等

<公物管理（河川関係）>

業務種別	記載内容
(公物管理)	
・河川巡視支援	・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・1級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
・河川許認可審査	・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者
・ダム管理支援	<u><ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加></u> ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者
・堰・排水機場管理	<u><ダム管理支援にのみ以下の資格を追加></u> ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <u><業務内容に堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加></u> ・1級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者 <u><河川巡視支援にのみ以下の資格を追加></u> ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） <u><河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加></u> ・河川維持管理技術者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定管理技術者の資格等

<公物管理（道路関係）>

業務種別	記載内容
<p>(公物管理)</p> <ul style="list-style-type: none">道路許認可審査・適正化指導	<ul style="list-style-type: none">技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）1級土木施工管理技士土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定主任担当者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定主任担当者の資格等

<用地補償総合技術>

業務種別	記載内容
(用地補償) ・用地補償 総合技術	<p>予定主任担当者本人が被補償者でない及び被補償者の役員を兼ねていない者で、次のいずれかの資格を有していること</p> <ul style="list-style-type: none">イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有するもの。ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。ホ 実施規程第3条に掲げる8部門のうち、総合補償部門を除く7部門から補償関係部門を含む4部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定主任技術者の資格等

予定管理技術者の資格等のうち、「技術的行政経験」を以下定義

「技術的行政経験」とは・・・

国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう

※以下、総務省HPから引用

業務種別	中核市
概要	・政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、中核市に対して移譲するものである。
要件	・人口20万人以上

4. 令和6年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

R6更新

- ・ 予定管理技術者は、平成21年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和5年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。
- ・ 業務実績には、平成21年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

訂正

【例：工事監督支援業務の場合】

- [1] 同種：・国、~~都道府県、政令市~~、特殊法人等、地方公共団体（~~都道府県及び政令市を除く~~）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む）、公物管理補助業務（類する業務を含む）
- [2] 類似：・国、~~都道府県、政令市~~、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務における概略・予備・詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務

※ 「発注者」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

① [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<発注者支援業務>

● : 同種 ○ 類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等		
		工事監督 支援	技術審査	積算技術
発注者支援		●	●	●
行政事務補助（資料作成業務）		●	●	●
公物管理補助（発注者支援業務等）		●	●	●
CM業務		○	○	○
PFI事業技術アドバイザー業務		○	○	○
土木設計業務（概略・予備詳細設計業務）		○	○	○
土木工事（監理技術者、主任技術者）		○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<公物管理業務（河川関係）>

●：同種 ○類似

業務実績 \ 業務内容	発注者支援業務等			
	河川 巡視支援	河川許認 可審査	ダム管 理支援	堰・排水機 場管理支 援
発注者支援	●	●○	●○	●
行政事務補助（資料作成業務）	●	●	●	●
公物管理補助	● 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	●○ 河川・ダム分野	● 河川分野のみ
調査検討・計画策定業務	○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
管理施設調査・運用・点検業務	○ 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木設計業務	○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木工事（監理技術者、主任技術者）	○	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<公物管理業務（道路関係）>

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等
		道路許認可審査・適正化指導
発注者支援		●
行政事務補助（資料作成業務）		●
公物管理補助（道路）（発注者支援業務等）		●
CM業務		●
PFI事業技術アドバイザー業務		●
管理施設調査・運用・点検業（道路）		●
土木設計業務（道路の概略・予備・詳細設計業務）		○
土木工事（監理技術者）		○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(イ) 予定主任技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

③ [予定主任担当者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<用地補償総合技術>

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	(発注者支援業務等) 用地補償総合技術
	補償説明業務 (補償関連部門)	●
	公共用地交渉業務 (総合補償部門) (用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務含む)	●
	用地調査等業務 (土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門) (用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務を含む)	○

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

R5と変更無

(ウ) 直接的雇用関係

- ・ 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(工) 手持ち業務量①

評価基準日等の変更

- ・ 予定管理技術者は、**評価基準日（令和6年7月1日）における全ての手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。）が5億円未満かつ10件未満であること。**
ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。（**複数年契約の業務を実施している場合は、履行期限が複数年に跨る業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数（日数が1日以上であれば1月として扱う。）で除し、手持ち業務量の評価基準日とする年度の履行月数を乗じた金額とする。設計共同体で受注した業務は、配置予定管理技術者が所属する構成員の分担額を契約金額として評価する。**）
- ・ **令和6年7月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。**

- **複数業務を受注し、手持ち業務量の制限を超えた場合は「無効」（手持ち業務の制限を超えた業務のみ）となるので注意すること。**

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(工) 手持ち業務量②

評価基準日の変更

- ・ 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額5億円、件数で10件（**令和6年7月1日**現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1) から3) までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の制限を超えない者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

(ア) 予定担当技術者の資格等

- ・ 担当技術者の資格要件については、特記仕様書に記載します。
また、契約締結後に資格の有無を確認します。

<発注者支援業務①>

訂正

業務種別	資格要件
工事監督支援 技術審査 積算技術	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 技術士補（建設部門）・ 一級又は、二級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者・ （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）<u>又は発注者が認めた同等の資格を有する者</u>・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）・ 地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者Ⅰ又はⅡ（業務により異なるので特記仕様書を確認）・ 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[*]の者 <p><small>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</small></p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

(ア) 予定担当技術者の資格等

<発注者支援業務②>

訂正

業務種別	記載内容
工事監督支援 技術審査 積算技術	<p>※業務内容が、電気通信設備工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門（電気電子）又は電気電子部門）・1級電気工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士補 又は2級電気工事施工管理技士・1級電気通信工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理 技士補又は2級電気通信工事施工管理技士、・第1種電気工事士又は第2種電気工事士・第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は 第3種電気主任技術者・電気通信主任技術者 （伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定担当技術者の資格等

<発注者支援業務③>

業務種別	記載内容
工事監督支援 技術審査 積算技術	<p>※業務内容が、<u>機械設備工事が相当程度含まれる場合</u> <u>発注担当部署の判断で以下の資格を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門-機械又は機械部門）、技術士補（機械部門）・一級建設機械施工技士、一級建設機械施工技士補・二級建設機械施工技士 <p>※業務内容が、<u>土木営繕工事が相当程度含まれる場合</u> <u>発注担当部署の判断で以下の資格を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none">・一級建築士または二級建築士・一級建築施工管理技士、一級建築施工管理技士補または二級建築施工管理技士 <p>※業務内容が、<u>造園工事が相当程度含まれる場合</u> <u>発注担当部署の判断で以下の資格を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none">・一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補または二級造園施工管理技士・都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定担当技術者の資格等

<発注者支援業務④>

業務種別	記 載 内 容
工事監督支援 技術審査 積算技術	<p>※工事監督支援のみ業務内容が、管工事が相当程度含まれる場合発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・一級管工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士または二級管工事施工管理技士

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定担当技術者の資格等

<発注者支援業務⑤>

業務種別	記載内容
工事監督支援 技術審査 積算技術	<p>※業務内容が電気通信設備工事のみ場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）・ 一級電気工事施工管理技士、一級電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士・ 一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士・ 第一種電気工事士又は第二種電気工事士・ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者・ 電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）・ 第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）・ 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者 <p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川又は道路における電気通信設備関係の技術的行政経験（※）を5年以上有する者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R5と変更無

4) 担当技術者に対する要件

(ア) 予定担当技術者の資格等

<公物管理業務（河川関係①）>

業務種別	資格要件
<ul style="list-style-type: none"> 河川巡視支援 	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） 技術士補（建設部門） 一級又は、二級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者
<ul style="list-style-type: none"> 河川許認可審査 	<ul style="list-style-type: none"> RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[※]の者
<ul style="list-style-type: none"> ダム管理支援 	<p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 <p><ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加></p>
<ul style="list-style-type: none"> 堰・排水機場管理 	<ul style="list-style-type: none"> 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <p><ダム管理支援にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none"> 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <p><河川巡視支援にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断） <p><河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加></p> <ul style="list-style-type: none"> 河川維持管理技術者、河川点検士

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定担当技術者の資格等

<公物管理業務（河川関係②）>

業務種別	記載内容
・ダム管理 支援	<p>※業務内容に、電気通信設備に関する業務が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）・一級電気工事施工管理技士、一級電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士・一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士・第一種電気工事士又は第二種電気工事士・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る）・河川又は道路関係の電気通信設備関係の技術的行政経験を5年以上とする者・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験（電気通信分野）が1年以上の者 <p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。</p>

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定担当技術者の資格等

<公物管理業務（河川関係③）>

業務種別	記載内容
・ダム管理 支援	<p>※業務内容に、機械設備に関する業務が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門-機械又は機械部門）、技術士補（機械部門）・一級建設機械施工技士・一級建設機械施工技士補・二級建設機械施工技士・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1） （技術士部門と同様の部門に限る）・河川又は道路関係の機械設備分野の技術的行政経験を5年以上とする者・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験（機械設備分野）が1年以上 <p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。</p>

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定担当技術者の資格等

<公物管理業務（道路関係）>

業務種別	資格要件
・道路許認可審査・適正化指導業務	<ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・技術士補（建設部門）・一級又は、二級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[※]の者 <small>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</small>・道路若しくは、河川関係の技術的行政経験又は道路交通行政経験を5年以上有する者・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定担当技術者の資格等

<用地補償総合技術>

業務種別	資格要件
(用地補償) ・用地補償 総合技術	<p>予定担当技術者本人が被補償者でない及び被補償者の役員を兼ねていない者で、次のいずれかの資格を有していること</p> <ul style="list-style-type: none">イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士ホ 実施規程第3条に掲げる8部門のうち、総合補償部門を除く7部門から補償関係部門を含む4部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(ア) 予定担当技術者の資格等

予定担当技術者の資格等のうち、「技術的行政経験」を以下定義

「技術的行政経験」とは・・・

国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう

※以下、総務省HPから引用

業務種別	中核市
概要	・政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、中核市に対して移譲するものである。
要件	・人口20万人以上

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

R5と変更無

(イ) 予定業務従事者の資格等

<用地補償総合技術>

業務種別	資格要件
・ 用地補償 総合技術	・ 予定業務従事者については、下記1) 及び2) に示す条件をすべて満たす者であること 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない） 2) 予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

5) 担当技術者の資格要件の緩和

R5と変更無

<発注者支援業務>

業務種別	緩和内容
・積算技術業務 ・技術審査業務	・1つの履行場所（業務対象事務所等※）において、 担当技術者を複数名配置する場合、 <u>1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。</u> ※「業務対象事務所等」とは、事務所、管理事務所、管理所、出張所を言うものであり、持ち帰りにより業務を行う場合で受注者の本支店、営業所等を指すものではない。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

5) 担当技術者の資格要件の緩和

R5と変更無

<公物管理業務（河川関係）>

業務種別	緩和内容
・河川巡視支援業務	<p>1. 予定担当技術者のうち1名以上が、以下のいずれかの資格等を有する場合、別の予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の予定担当技術者については、1)に掲げるいずれかの資格等を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・河川維持管理技術者・河川点検士 <p>2. 予定管理技術者が、河川維持管理技術者の資格を有する場合、複数の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の予定担当技術者については、1)に掲げる資格等を有すること。</p>
・河川許認可審査支援業務	<p>・1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、1/3（人）を下回ってはならない。</p>
・ダム等管理支援業務	<p>・1つの履行場所（業務対象施設）において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。</p>

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

5) 担当技術者の資格要件の緩和

R5と変更無

<公物管理業務（道路関係）>

業務種別	緩和内容
・道路許認可審査・適正化指導業務	・1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、1/5（人）を下回ってはならない。 （「特殊車両通行許可審査業務」及び「特殊車両の通行に係る指導取締り」は1/3（人））

<用地補償総合技術業務（用地補償総合技術）>

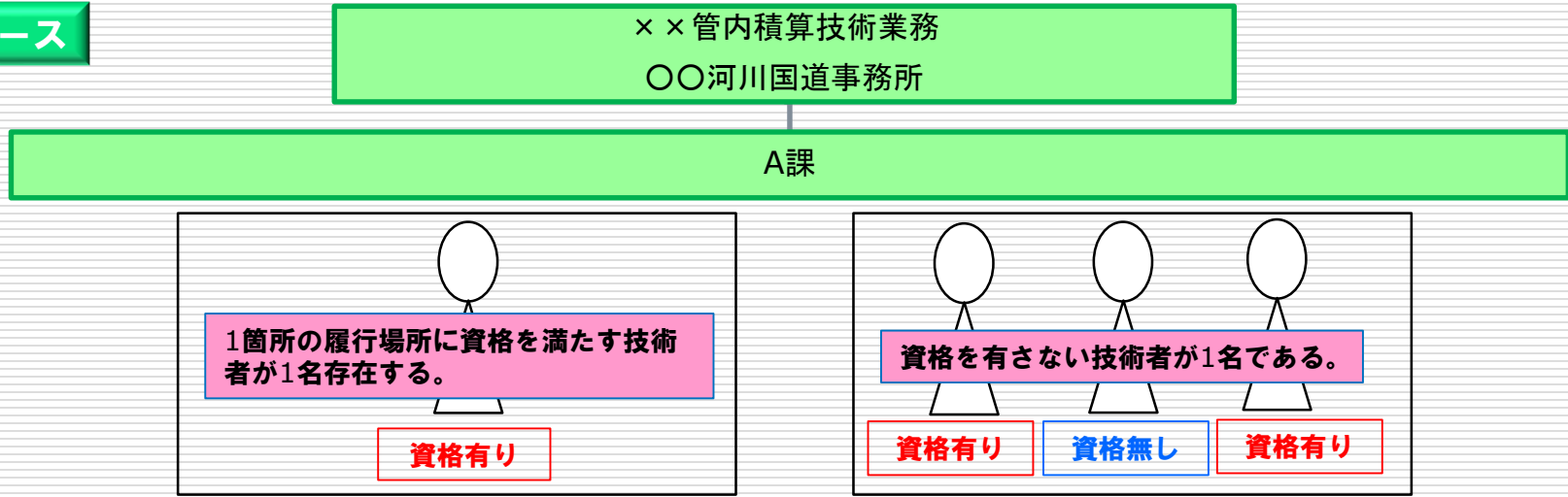
業務種別	緩和内容
・用地補償総合技術業務	・業務従事者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

担当技術者の資格要件の緩和について(参考:積算技術業務の例)

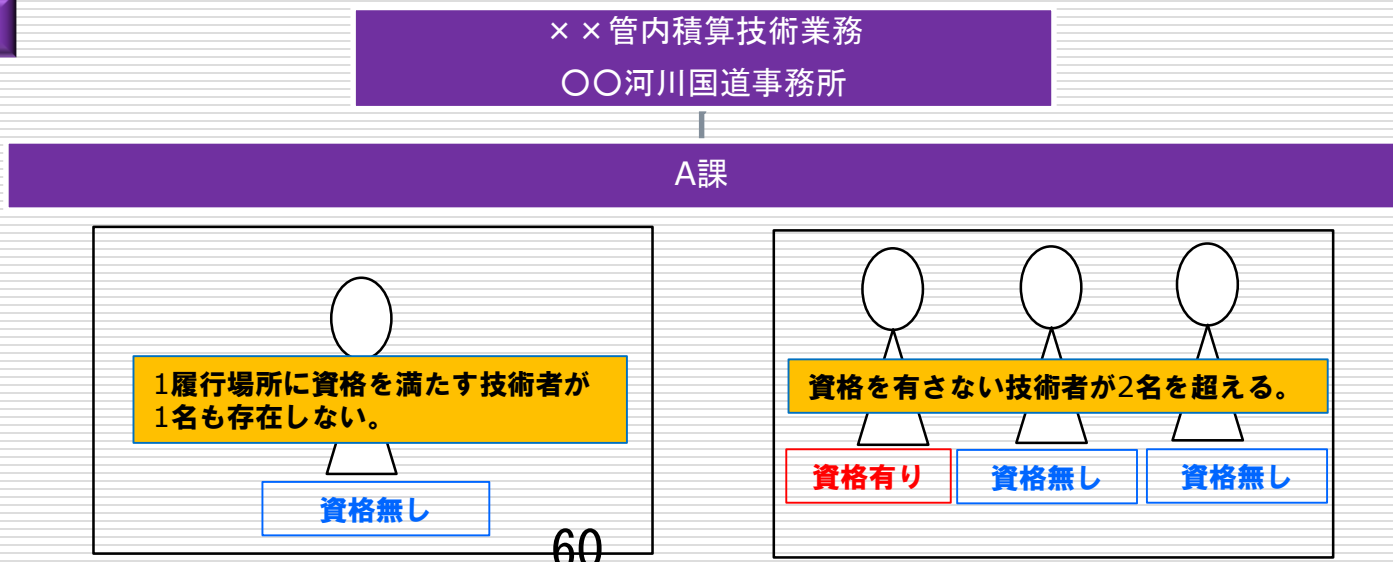
R5と変更無

1つの履行場所(業務対象事務所等)において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能**とする。

認められるケース

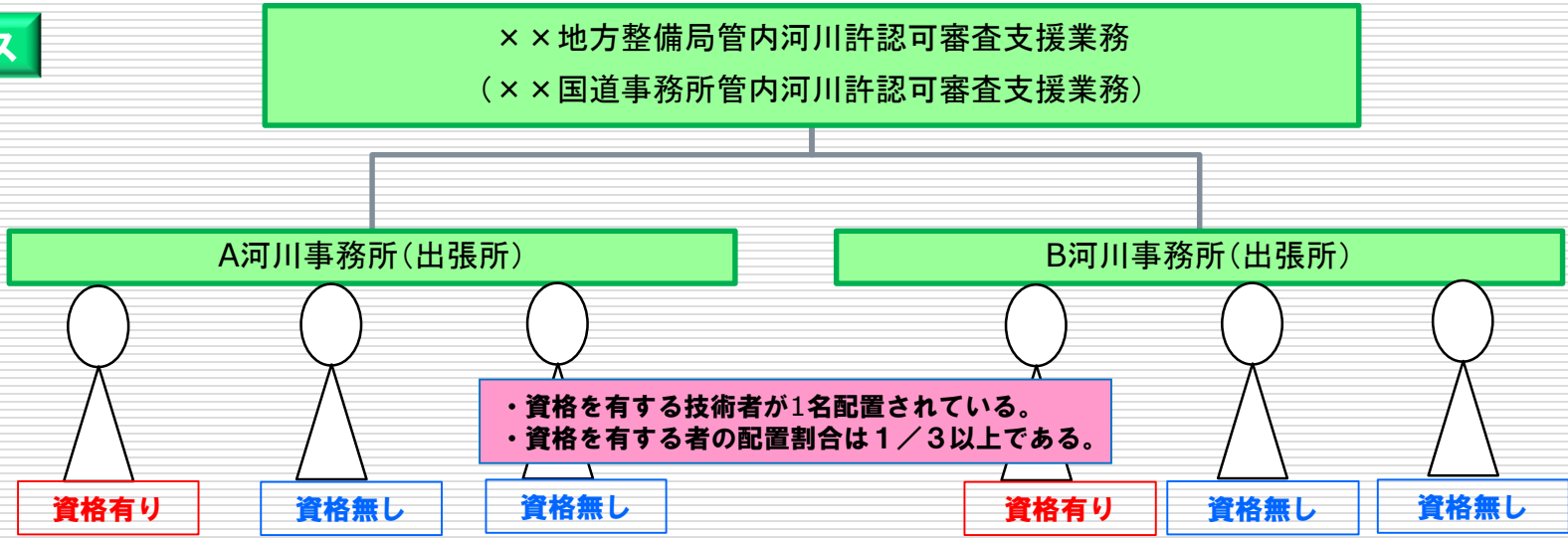


認められないケース

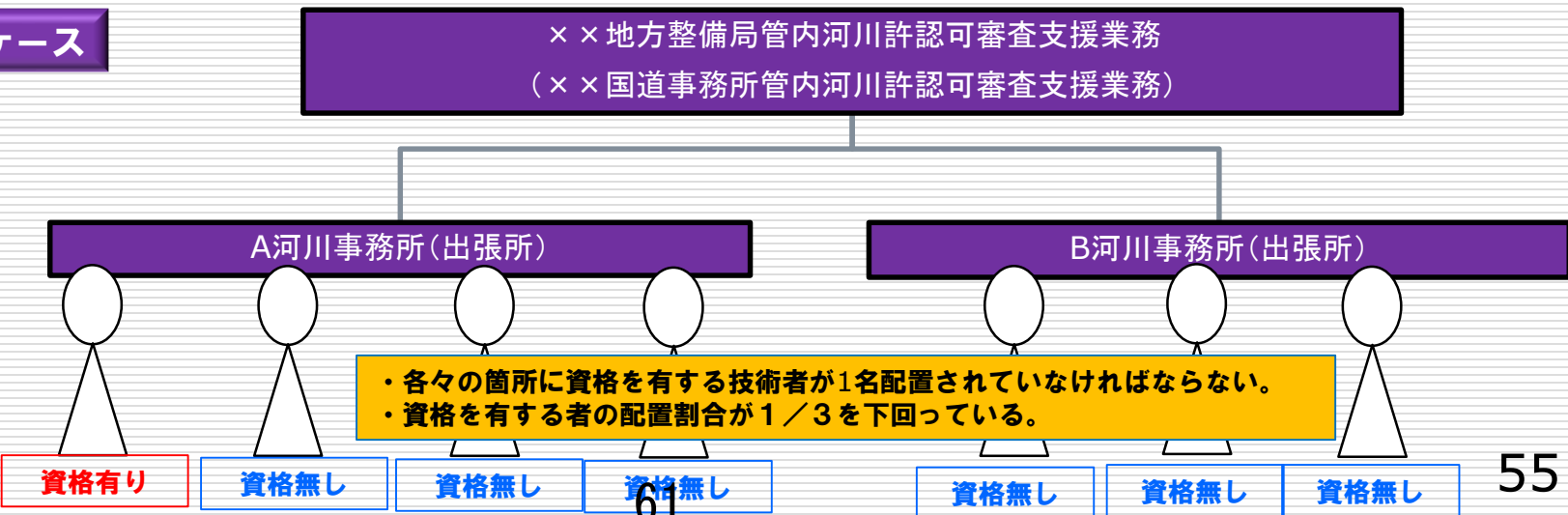


1つの履行場所(業務対象事務所等)において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名が資格要件を満たしていれば良いものとする**。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、**1/3(人)**を下回ってはならない。

認められるケース



認められないケース



4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R5と変更無

総合評価における評価項目は以下のとおり

- ① 予定管理（主任）技術者経験及び能力
- ② 予定担当技術者（・予定業務従事者）の経験
- ③ 実施方針
- ④ 技術提案
- ⑤ 賃上げの実施を表明した企業等

- ・「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計4803号）に基づき、令和5年度業務より総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げ実施企業に対しての加点をいします。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R6更新

■賃上げの実施を表明した企業等

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	① 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	5点
	② 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

<表明にあたっての注意事項>

○「表明書」に記載する賃上げ実施の対象期間については、以下いずれかを選択

①事業年度で表明する場合

⇒賃上げ対象期間については、令和6年4月以降に開始する最初の事業年度
令和6年度（令和6年〇月〇日から令和7年〇月〇日）が対象。

②暦年で表明する場合

⇒賃上げ対象期間については、令和6年
（令和6年1月1日から令和6年12月31日）が対象

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

■賃上げの実施を表明した企業等

<表明書の提出にあたっての注意事項>

(1) 賃上げ表明に関わる評価基準（賃上げ対象期間）について

R6更新

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度)又は○年において、【給与総額】又は【給与等受給者一人あたりの平均受給額】を対前年度(又は対前年)増加率△%以上とすることを表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社
(法人番号13桁を記載)
(住所を記載)
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和 年 月 日に、□□□という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社
従業員代表
給与又は経理担当者

氏名 印
氏名 印

①「事業年度」で表明
⇒令和6年度4月以降に開始する最初の事業年度として下さい。
(年月日～年月日の記載も必要)

②「暦年」で表明の場合
⇒令和6年とし下さい。
(暦年の場合は年月日～年月日の記載は不要)

表明書の記載日
⇒本「表明書」が作成された日付として下さい。

従業員に対する賃上げ表明に関わる説明等
⇒賃上げ説明の実施日、また実施方法についての記載して下さい。

表明書に関わる代表者等の証明
⇒記名+押印して下さい。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R5と変更無

■ 賃上げの実施を表明した企業等

＜表明書の提出にあたっての注意事項＞

② 中小企業等における追加提出資料（法人税申告書別表1）について

※「入札説明書」より抜粋

中小企業等については、表明書と合わせて、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

- 「中小企業等」におかれては、表明書と併せ「法人税申告書別表1」を必ず提出願います。
- 以下「法人税申告書別表1」提出時の「注意事項」となります。
(※中小企業等の確認ポイント)

法人税申告書別表1

令和 年 月 日 税務署長殿		① 普通法人 ② 特別法人 ③ 非中小法人	青色申告 一連番号
納税地	法人区分	整理番号	整理番号
(フリガ) 電話() -	事業種目	事業年度(年)	事業年度(年)
法人名	同非区分	売上金額	売上金額
法人番号	同非区分	申告年月日	申告年月日
(フリガ) 代表者	旧納税地及び	処理年月日	処理年月日
代表者住所	旧法人名等	申告区分	申告区分
	添付書類	法人税	地方税法
令和 年 月 日	事業年度分の法人税	翌年以降送付要否	適用説明書提出の有無
令和 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有

- ア) 法人区分欄左側「普通法人・・・①」に「○」且つ「非中小法人欄③」に「○」がないこと。
- イ) 法人区分欄右側「左記以外の公益法人等・・・②」に「○」があること。

⇒ 上記、ア)・イ)のいずれかに該当すれば『中小企業等』と判断する。
(中小企業等とは、法人税法第66条2項又は3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。)

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R5と変更無

■予定管理（主任）技術者経験及び能力における「地域精通度」について、下記の順位で評価する。

- ① 当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。
- ② 当該事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県（当該都道府県を含む当該整備局等管内）における同種又は類似業務実績がある。
- ③ 当該整備局等管内における同種又は類似業務実績がある。
- ④ 当該事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県（当該整備局等管外）における同種又は類似業務実績がある。
- ⑤ ①、②、③、④以外

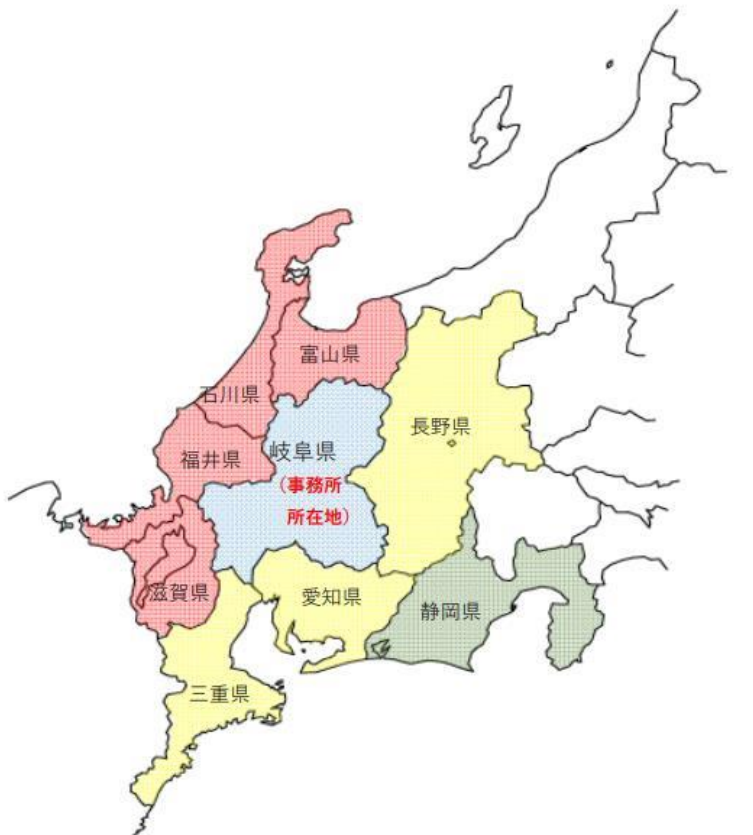
4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R5と変更無

【参考】「地域精通度」の評価例

岐阜県が管内となる場合の隣接県の事例
(当該事務所が所在する県が岐阜県の場合)



対象となる県	配点
 ①当該事務所管内 (岐阜県)	5点
 ②当該事務所が所在する県に隣接する県 (当該県を含む当該整備局管内) (愛知県、三重県、長野県)	4点
 ③当該整備局管内 (静岡県)	3点
 ④当該事務所が所在する県に隣接する県 (当該整備局管外) (富山県、石川県、福井県、滋賀県)	2点
 ⑤上記以外	0点

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R5と変更無

【参考】「地域精通度」の評価例

管内が2県（岐阜県・長野県）にまたがる場合の隣接県の事例
（当該事務所が所在する県が岐阜県の場合）



対象となる県	配点
①当該事務所管内 (岐阜県・長野県)	5点
②当該事務所が所在する県に隣接する県 (当該県を含む当該整備局管内) (三重県、愛知県)	4点
③当該整備局管内 (静岡県)	3点
④当該事務所が所在する県に隣接する県 (当該整備局管外) (富山県、石川県、福井県、滋賀県)	2点
⑤上記以外	0点

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R5と変更無

■配置予定担当技術者の経験について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価[※]する。ただし、契約時点で予定していた同種又類似業務の実績のある担当技術者を配置できない場合は、業務成績において減点とします。

※申請された予定担当技術者の**上位1名**の評価値とする。

■履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価する。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R6変更

■実施方針（業務理解度・実施体制）

- ・「業務理解度」は、「着眼点（課題）」「対応策」「ミス防止」「セキュリティ・コンプライアンス」等、求める内容が多く、参加者・発注者の負担が大きいため、「**留意点（課題等）と対応策**」に限定する。
- ・「実施体制」は、業務内容に適しており、その内容に**高い効果が期待できる場合には優位に評価する**。

前年度		今年度	
実施方針で求める内容	判断基準	判断基準	
業務理解度 (最大10点)	<p>下記の場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合 ・ 本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載がある場合 ・ 本業務における着眼点（課題）や留意点とその対応策について適切な内容の記載がある場合 ・ 本業務におけるミス防止、セキュリティ及びコンプライアンス対策についてそれぞれの記載内容の妥当性が高い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の留意点（課題等）とその対応策が、業務の目的、条件、内容を理解した本業務に適したもので、具体性、実現性が高い場合に評価する。 	
実施体制 (最大20点)	<p>下記の場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合 ・ 担当技術者（管理技術者は、対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・ 担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・ 業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・ 業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の場合に優位に評価する。 ① 担当技術者（管理技術者は、対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合 ② 担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合 ③ 管理技術者による業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合 ④ 業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合 	

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R6変更

■実施方針（業務理解度・実施体制）の様式記載方法

技術提案書（実施方針） (様式-10)

1) 業務理解度
①業務の留意点（課題等）
②業務の留意点（課題等）に対する対応策

2) 実施体制
①業務実施体制
②技術力の確保・向上
③情報の伝達及びフォロー
④業務量の変動に対する実施体制

※提案はA4判片面2枚までに記載すること。

※ 各項の提案は **1つのみで良い**。（複数提案された場合であっても、最も評価の高い提案内容1つのみでしか評価しないが、無効とする提案内容以外は、全て履行の義務が生じる。）

※ **提案内容の実施が不確定と読み取れる提案は評価しない**。

※ **「評価テーマ」の提案と同じ内容の場合も評価しない**。

業務理解度

- ・本業務を実施する上での留意点（課題等）と対応策について、具体的に記載すること。
- ・業務内容に適した提案であるか評価するため、**業務内容と提案内容の関連性を明確にすること**。

実施体制

- ・「①業務実施体制」には、担当技術者の人数と代替要員の確保などの業務を遂行するために必要な体制とその理由を記載すること。
- ・「②技術力の確保・向上」には、担当技術者の技術力の確保・向上に向けて、業務履行期間中に実施する取り組みとその効果について、具体的に記載すること。
- ・「③情報の伝達及びフォロー」には、管理技術者による、発注担当部署からの指示等を担当技術者へ円滑に伝達・共有するための手法又はフォロー方法とその効果について具体的に記載すること。
- ・「④業務量の変動に対する実施体制」には、業務工程等の変化による業務量の変動に対応するための業務実施体制とその効果について記載すること。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R6変更

■ 評価テーマ

- ・ 評価テーマは、引き続き「適格性」「実現性」を着目点として評価する。
- ・ 着目点毎に各々判断基準を設け技術提案を評価する。

前年度	
技術提案で求める内容	判断基準
的確性 (最大20点)	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。
実現性 (最大10点)	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。

今年度	
判断基準	
<ul style="list-style-type: none">・ 発注者が提示した留意点・課題等を踏まえた提案となっている場合に評価する。・ 提案内容について「方法」や「手順」など具体的な記載がある場合に優位に評価する。・ 業務内容との整合性が高い場合に優位に評価する。・ 提案内容について、業務を効率的に進めることができる先進的な提案である場合に優位に評価する。	
<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容について、効果が期待できる場合に優位に評価する。・ 効果を裏付ける根拠等が明示されている場合に優位に評価する。・ 提案内容に関する類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。	

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

6) 総合評価項目

R6変更

■評価テーマの様式記載方法

技術提案書（評価テーマ）
(様式-11)

1) 提案の概要	提案の概要 <ul style="list-style-type: none">「提案の概要」には、提案内容を簡潔に記載する。提案は1つのみで良い。（複数提案された場合であっても、最も評価の高い提案内容1つのみでしか評価しないが、無効とする提案内容以外は、全て履行の義務が生じる。）
2) 提案の詳細 ①提案に関する着目点	提案に関する着目点 <ul style="list-style-type: none">「提案に関する着目点」には、発注者が提示した留意点・課題の他、地形・環境・地域特性等といった着目点や提案に至った背景等について記載すること。業務内容に適した提案であるか評価するため、業務内容と提案内容の関連性を明確にすること。
②提案に関する詳細な内容	提案に関する詳細な内容 <ul style="list-style-type: none">「提案に関する詳細な内容」には、「提案に関する着目点」を踏まえた方法や手順等の詳細な内容について具体的に記載すること。「必要に応じ・・・」「・・・に努める」「できる限り・・・」など、実施が不確定な記載の場合は評価しない。
③提案内容を実施したことによる効果	提案内容を実施したことによる効果 <ul style="list-style-type: none">「提案内容を実施したことによる効果」には、効果を裏付ける根拠や実績等について具体的に記載すること。効果は定量的に記載することとし、定量的な記載が難しい場合は定性的に記載すること。実績が少ない新たな取り組みについては、これまでの取り組みとの比較等で取り組みの有効性を説明すること。

※提案はA4判片面2枚までに記載すること。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R6変更

7) 地整統一業務（その他業務：持ち帰り）総合評価項目

・その他業務（持ち帰り）は、令和5年11月に改定した「**建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン（中部地整）**」に基づく【簡易型（1：1）】で評価する。

配点項目		配点	
		1：1【簡易型】	
		現状	改訂
基本事項 (企業)	業務実績	2	-
	業務成績(業務評定)	4	-
	優良業務表彰 ※DX大賞受賞者含	2	2
	業務拠点	2	4
	賃上げ表明	4	4
	賃上げ実施未達成	(-5)	(-5)
	配点小計	14	10
基本事項 (技術者)	資格	3	3
	業務実績	3	3
	業務成績(技術者評定)	10	6
	優良技術者表彰 ※海外インフラプロジェクト優良技術者含	-	4
	CPDの取得状況		4
	幅広い取り組み姿勢	4	-
	BIM/CIM活用業務の実績		
	新技術を活用した実績		
学会誌などへの投稿実績			
海外インフラプロジェクト優良技術者			
配点小計	20	20	
技術提案	実施方針		
	課題対応方針・実施手順 品質向上(現場体制)	30	-
	品質管理	-	20
	若手技術者の配置	-	10
配点小計	30	30	
配点合計		64	60

R5.11見直し内容

- ：評価内容見直し
- ：新規追加
- ：削除

※ 各評価項目の詳細は、
中部地整ガイドラインを参照

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R6変更

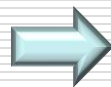
7) 地整統一業務（その他業務：持ち帰り）総合評価項目 【技術提案】実施方針（品質確保）（1）

- 『実施方針』の記述は、課題対応方針、実施手順、品質向上等、内容が多く参加者・発注者の負担が大きい。
- 求める内容を『品質確保』に限定する。

現 状	
実施方針で求める内容	判断基準
課題対応方針	①業務の課題に応じた対応方針を提案している場合に評価する。
	②対応方針の提案根拠が明確で、課題解決に有意な対策である場合に評価し、業務全体の課題改善度に応じてより優位に評価する。
	③対応方針の実現性が高い場合に評価し、その内容がより高い場合は優位に評価する。
実施手順	④業務フローと提案された課題対応方針との整合性が高い場合に評価し、節目となるポイント等が示されており、その整合性が高い場合はより優位に評価する。
	⑤業務工程表と業務フローとの間に整合性がある場合に評価し、その内容に実現性が高い場合はより優位に評価する。
	⑥工程に対し、繁忙期の人的体制、技術的な応援体制、手戻り防止の業務評価体制、工程管理の実現性などが示されている場合に評価し、提案内容の実現性が高い場合はより優位に評価する。
品質向上	⑦業務成果の品質向上（ミスの防止対策など）の記載内容に具体性があり、実現性が高い場合に評価する。
現地体制	【作業が主となる業務の場合に設定】 ⑧業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高く、業務の経験者や専門技術者が配置されている場合に評価する。

※実施方針は「技術提案の提案能力」ではなく、「技術力」を評価するために設定している項目であることから「品質向上」から「品質確保」に名称を改める。
※優れた内容であれば、高く評価することに変わりは無いが、仕様書等を満足していれば一定の評価を行う

見 直 し	
実施方針で求める内容	判断基準
品質確保	業務成果の品質管理（ミス防止対策や精度管理、品質のバラツキ防止、生産性の確保等）に関して、提案内容が業務内容に適したもので、具体性、実現性が高い場合に評価する。また、その内容に先進性がある場合や、高い効果が期待出来る場合には優位に評価する。



4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R6変更

7) 地整統一業務（その他業務：持ち帰り）総合評価項目

【技術提案】実施方針（品質確保）（2）

【実施方針（品質確保）の評価のポイント】

POINT 1 仕様書等に反する提案は実施方針として認めない

以下に該当する場合は、技術提案書（実施方針）として認めない。

- ◆ 共通仕様書、特記仕様書等に反する提案
- ◆ 現実的ではない過度な提案、変更契約を要する提案、発注者による他機関との協議等を要する提案
- ◆ 安全性が確保できない提案

⇒ 上記のいずれかに該当する場合、実施方針の評価は0点とするが、入札参加は認める。
ただし、0点のものが落札者となった場合は、記載された実施方針を認めないことを説明し、落札者の了承が得られた場合にのみ契約を行う。

POINT 2 記載内容が、業務内容に適した具体的な提案であれば評価する

記載された「品質確保」の方法が、業務内容に適したもので

「必要に応じ・・・」「・・・に努める」「できる限り・・・」など、実施が不確定でなく「方法」や「手順」などが具体的に記載されていれば評価する。

POINT 3 高い効果が期待出来る提案・先進的な提案にはプラス評価

定量的（又は定性的）に効果が示され、高い効果が期待出来る提案

これまでの取り組みとの比較等で取り組みの有効性が示された先進的な提案については、評価を高くする。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R6変更

7) 地整統一業務（その他業務：持ち帰り）総合評価項目

【技術提案】実施方針（品質確保）（3）

【実施方針（品質確保）の様式記載方法】

(様式-10)

技術提案書【実施方針（品質確保）】

1) 提案の概要	提案の概要 <ul style="list-style-type: none">◆ 「提案の概要」には、提案内容を簡潔に記載する。◆ 提案は1つのみで良い。（複数提案された場合であっても、最も評価の高い提案内容1つのみでしか評価しないが、無効とする提案内容以外は、全て履行の義務が生じる。）
2) 提案の詳細	
① 提案に関する着目点	提案に関する着目点 <ul style="list-style-type: none">◆ 「提案に関する着目点」には、品質確保上の留意点・課題等といった着目点や、提案に至った背景等について簡潔に記載すること。◆ 業務内容に適した提案であるか評価するため、業務内容と提案内容の関連性を明確にすること。
② 提案に関する詳細な内容	提案に関する詳細な内容 <ul style="list-style-type: none">◆ 「提案に関する詳細な内容」には、「提案に関する着目点」を踏まえた方法や手順等の詳細な内容について具体的に記載すること。◆ 「必要に応じ・・・」「・・・に努める」「できる限り・・・」など、実施が不確定な記載の場合は評価しない。
③ 提案内容を実施したことによる効果	提案内容を実施したことによる効果 <ul style="list-style-type: none">◆ 「提案内容を実施したことによる効果」には、効果を裏付ける根拠や実績等について具体的に記載すること。◆ 効果は定量的に記載することとし、定量的な記載が難しい場合は定性的に記載すること。◆ 実績が少ない新たな取り組みについては、これまでの取り組みとの比較等で取り組みの有効性を説明すること。

※提案はA4判片面1枚までに記載すること。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R6変更

7) 地整統一業務（その他業務：持ち帰り）総合評価項目

【技術提案】実施方針（若手技術者）（1）

- ◆ 次世代の調査、設計等の業務を担う「**若手技術者**」の参加を**実施方針として新たに評価項目として設定**する。（対象：総合評価方式 簡易型(1：1)に適用） **R4実績より100件/年程度を想定**
- ◆ 「①若手技術者の配置」は、「**管理(主任)技術者**」だけでなく、「**管理(主任)技術者のもとで業務を担当する「担当技術者」**」の配置についても評価する。

ただし、評価対象とする「**担当技術者**」は競争参加資格要件として設定した**配置予定技術者に求める資格を保有している者に限る。**

※「**担当技術者**」の配置を義務付けるものではなく、配置する予定がない場合は、「**管理(主任)技術者**」を評価対象とする。

参加資格要件		若手技術者の配置における「 担当技術者 」の評価方法
管理(主任)技術者	担当技術者	
設定	未設定	競争参加資格要件として 管理(主任)技術者に設定した資格を保有 している「 担当技術者 」を対象に評価
設定	設定	競争参加資格要件として 担当技術者に設定した資格を保有 している「 担当技術者 」を対象に評価

評価項目	評価基準
①技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務に従事予定の技術者（担当技術者又は管理(主任)技術者等のうち1名）について、以下の3段階で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 満年齢で35歳を超え40歳以下の技術者を配置（1点） ② 満年齢で30歳を超え35歳以下の技術者を配置（2点） ③ 満年齢で30歳以下の技術者を配置（3点）
②管理(主任)技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記のうち、業務に従事予定の管理技術者のみで以下の3段階で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ※業務に従事する管理(主任)技術者のみで評価 ① 満年齢で40歳を超え45歳以下の技術者を配置（1点） ② 満年齢で35歳を超え40歳以下の技術者を配置（2点） ③ 満年齢で35歳以下の技術者を配置（3点）
③若手技術者育成の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業が行う若手技術者の育成の取組みを評価する。（4点）

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R6変更

7) 地整統一業務（その他業務：持ち帰り）総合評価項目

【技術提案】実施方針（若手技術者）（2）

【実施方針（若手技術者）の評価のポイント】

POINT 1 ①技術者の配置 ②管理(主任)技術者の配置

- ◆ 担当技術者又は管理技術者の年齢については、公告日時点の満年齢で評価する。
- ◆ 「担当技術者」は、配置予定管理技術者に求める資格を保有している場合に評価する。
※参加資格要件として「管理（主任）技術者」のみ資格保有を条件としている場合は、本評価の対象となる担当技術者は、配置予定管理（主任）技術者に求める資格を保有している者のみ評価する。
- ◆ 評価対象となる「担当技術者」を配置する予定がない場合は、様式への記載は不要とする。
その場合は、①技術者の配置については管理(主任)技術者を評価の対象とする。
- ◆ 複数の技術者が申請された場合は、最も評価の高い1名についてのみ評価する。

POINT 2 ③若手技術者育成の取り組み

- ◆ 若手技術者等の社員を対象とした技術力向上のための人材育成の取り組みを評価する。
なお、対象者の年齢は制限しない。
- ◆ 設計共同体は、全ての構成員が実施している場合に限り評価する。
- ◆ 企業等が自ら開催する複数名を対象として行う講習会等のほか、各個人に対して行うOJT等も、取り組みとして評価する。ただし、添付される状況写真や講習資料等で実施が確認出来ない場合は評価しない。
- ◆ 若手技術者等が個人で参加した実績は評価しない。ただし、企業等が若手技術者等に対して、講習会等への参加を指示し、参加費用等の負担などを行っている場合には、企業等の取り組みとして評価する。（参加指示、受講証明が確認出来ないは評価しない。）
- ◆ 資格取得の受験費用の一部又は全部を企業等が負担するなど、資格取得のみの実績は評価しない。

4. 令和6年度 発注者支援業務等における要件等

R6変更

7) 地整統一業務（その他業務：持ち帰り）総合評価項目 【技術提案】実施方針（若手技術者）（1）

【実施方針（若手技術者）の様式記載方法】

技術提案書（実施方針（若手技術者））
(様式-11)

配置予定担当技術者の経歴等

①若手担当技術者の配置の有無	配置しない□□□□□□・□□□□配置する (以下②～⑤の記載は不要)		
②氏名	③生年月日	④テクリス技術者ID	
⑤保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)			

若手技術者育成の取り組み

1) 取り組み内容

2) 取り組みの目的

3) 参加対象者・参加人数・実施日

配置予定担当技術者の経歴等

- ◆評価対象となる担当技術者を配置する予定がない場合は、「①若手担当技術者の配置の有無」のみ記載し、②～⑤の記載は不要。
- ◆なお、管理技術者の生年月日は様式-4にて確認するため、本様式への記載は不要。
- ◆記載された技術者は、業務完了まで原則、変更できない。
- ◆保有資格を証明する資格者証の写し等を添付すること。
なお、資格者証の写し等に、生年月日が記載されていない場合は、生年月日が証明できる健康保険証等の写し等を添付すること。

【若手技術者育成の取り組み】

取り組み内容

- ◆人材育成の取り組みについて簡潔に記載すること。
- ◆令和4年度以降公告日までに行った取り組みを評価の対象とする。

取り組みの目的

- ◆上記に記載した人材育成の取り組みについては、技術力向上を目的とした取り組みに限り評価の対象とする。
- ◆記載した取り組み内容が、どのような点で技術力向上につながるのか明確にすること。

参加対象者・参加人数・実施日

- ◆参加対象者（年齢構成等の概略）や参加人数、実施日を記載するとともに、取り組み内容が確認できる状況写真や講習資料等を添付すること。
- ◆設計共同体として参加する場合は、全ての構成員の取り組みを構成員毎に記載すること。この場合は本様式が複数枚となっても良い。



問い合わせ先

ご不明な点等がありましたら以下にまでご連絡下さい。

R6変更

国土交通省 中部地方整備局

企画部 技術管理課 業務技術審査ライン

(cbr-gyomu-nyukei@gxb.mlit.go.jp)